

平成30年6月14日 開会

平成30年6月 日 閉会

平成30年第2回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

報告第1号	平成29年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について……………	P 1
報告第2号	平成29年度江差町一般会計事故繰越し繰越計算書について……………	P 3
報告第3号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について……………	P 5
報告第4号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について……………	P 7
承認第1号	江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること について……………	P 9
承認第2号	江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を 求めることについて……………	P 33
承認第3号	江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分 の承認を求めることについて……………	P 37
議案第1号	子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について……………	P 41
議案第2号	江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について……………	P 43
議案第3号	平成30年度江差町一般会計補正予算（第1号）について……………	P 45
議案第4号	平成30年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について……………	P 57
議案第5号	工事請負契約の締結について……………	P 69
議案第6号	江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について……………	P 71
同意第1号	農業委員会委員の任命について……………	P 73
同意第2号	農業委員会委員の任命について……………	P 75
同意第3号	農業委員会委員の任命について……………	P 77
同意第4号	農業委員会委員の任命について……………	P 79
同意第5号	農業委員会委員の任命について……………	P 81
同意第6号	農業委員会委員の任命について……………	P 83
同意第7号	農業委員会委員の任命について……………	P 85
同意第8号	農業委員会委員の任命について……………	P 87
同意第9号	農業委員会委員の任命について……………	P 89
同意第10号	農業委員会委員の任命について……………	P 91
同意第11号	農業委員会委員の任命について……………	P 93
同意第12号	農業委員会委員の任命について……………	P 95
同意第13号	農業委員会委員の任命について……………	P 97

報告第1号

平成29年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成29年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成30年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

平成29年度 江差町一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源
8	6	公営住宅長寿命化対策(町営住宅南が丘第3団地長寿命化改修)	円 27,774,000	円 27,774,000	円	円 調定未済額 10,060,000 (内訳) 国庫補助金 10,060,000	円 17,714,000

報告第2号

平成29年度江差町一般会計事故繰越し繰越計算書について

平成29年度江差町一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成30年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

平成29年度 江差町一般会計 事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支 出 負 担 行 為 額	左 の 内 訳		支 出 担 行 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳			説明
				支 出 済 額	支 出 未 済 額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源	
2	1	町有地測量	円 2,592,000	円	円 2,592,000	円	円 2,592,000	円		円 2,592,000	大雪による 現地作業 の遅れ、公 図の不備 により関係 機関との協 議が必要と なったこと により、年 度内の完 了が困難 になったこ とによる事 故繰越し

報告第3号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年6月14日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法第180条第1項の規定する、議会の委任による議決事件について専決処分をしたので報告する。

専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年3月13日専決

檜山郡江差町長 照 井 誉之介

和解及び損害賠償額の決定について

1 当事者

(甲) 檜山郡江差町長 照 井 誉之介

(乙) XXXXXXXXXX

2 事故の概要

- (1) 平成30年2月8日、甲が雇用する臨時作業員がリース車両を運転中に、前方に停車していた乙の車両に追突し、車両後部のガラス等を破損させたもの。
- (2) 甲及び乙は、上記に起因する損害について甲の責任において補修することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

3 和解の概要

- (1) 甲は、乙が被った損害238,442円について、乙に対し賠償する義務があることを認め、甲がリースした車両の車両保険により補修費全額を支払うものとする。
- (2) 車両保険の免責金額150,000円については、甲自身が支払うものとする。
- (3) 上記内容により、乙は甲に対し、今後物件損害およびこれに伴う一切の請求を行わないことを確認する。

報告第4号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年6月14日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法第180条第1項の規定する、議会の委任による議決事件について専決処分をしたので報告する。

専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年3月29日専決

江差町長 照 井 誉之介

和解及び損害賠償額の決定について

1 当事者

(甲) 江差町

代表者 江差町長 照 井 誉之介

(乙) XXXXXXXXXX

2 事故の概要

- (1) 平成30年2月5日午前11時頃、甲の所有する旧日明小中学校体育館屋根からの落雪により、隣接する乙の所有する倉庫の一部を破損させたものである。
- (2) 甲及び乙は、上記に起因する損害について、甲の負担と責任において補修することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

3 和解及び損害賠償額の概要

- (1) 甲及び乙は、上記に起因する倉庫の補修に係る費用が874,530円であると確認し、甲の加入する損害賠償保険にて補修するものとする。
- (2) 甲及び乙は、上記事故について今後どんな事情が生じても、いかなる名目を問わず各自相手方に対し何らの請求をしない。

承認第1号

江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

江差町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月14日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、江差町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、江差町税条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日専決

江差町長 照 井 誉之介

江差町税条例等の一部を改正する条例

(江差町税条例の一部改正)

第1条 江差町税条例(昭和25年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第23条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条3項中「この節」の次に「(第48条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第24条第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「1, 250, 000円」を「1, 350, 000円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に100, 000円を加算した金額」を加える。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2, 500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2, 500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第2項中「によつて」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「までに第1項」を「までに、同項」に改め、同条第6項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に、「交付される者」を「交付されるもの」に改め、同条第7項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条に次の3項を加える。

- 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

- 1 1 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。
- 1 2 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

第52条第1項及び第2項中「によつて」を「により」に改め、第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

- 5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出

により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。
(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製

造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）
- イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこ1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「特例期間後に到来するものに」を「当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税」に改め、「から当該」の次に「延長された申告書の」を加え、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改める。

附則第10条の2第19項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第27項とし、同条第18項を同条第25項とし、同項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合は0とする。

附則第10条の2第17項を同条第24項とし、同条第16項を同条第23

項とし、同条第15項を同条第22項とし、同条第14項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第21項とし、同条13項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第12項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第11項を同条第13項とし、同項の次に次の5項を加える。

14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第10項を同条第12項とし、同条第9項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第11項とし、同項の前に次の2項を加える。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9号各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項

中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか別の別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には、」に改め、「、附則第13条の4の場合にあつては法附則第21条の2第2項において準用する法附則第18条第6項及び第18条の3」を削る。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平

成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 江差町税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 江差町税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 江差町税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 江差町税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、

同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号イ」を「第3項第2号イ」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(江差町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 江差町税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「江差町税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「江差町税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中江差町税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中江差町税条例第24条第2項(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正規程を除く。)及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中江差町税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日

- (5) 第1条中江差町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定
平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中江差町税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中江差町条例附則第10条の2第18項を同条第25項とし、同項の次に1項を加える改正規定（同条第26項に係る部分に限る。） 生産性向上特別措置法（平成30年法律第 号）の施行の日

（町民税に関する経過措置）

- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の江差町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の江差町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成32年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の江差町税条例（次項及び次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。
- 4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方

税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

- 第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(江差町税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第20号)附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の江差町税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに町長に提出しなければならない。
 - 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
 - 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	江差町税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還

に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(町たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するものの

ほか、第3条の規定による改正後の江差町税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	江差町税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2 第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2 項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販

売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(町たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の江差町税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左

欄に掲げる 33 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 19 条	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、	江差町税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 30 年改正条例」という。）附則第 11 条第 3 項、
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 11 条第 2 項
第 19 条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 30 年改正条例附則第 11 条第 3 項の納期限
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号）別記第 2 号様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 11 条第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 11 条第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 11 条第 3 項

5 33 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を

受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

承認第2号

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月14日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日専決

江差町長 照 井 誉之介

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

江差町国民健康保険税条例(昭和40年条例第3号)の一部を次のとおり改正する。

第23条第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同条第3号中「490,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第3号

江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正に伴い、江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年5月14日専決

江差町長 照 井 誉之介

江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

江差町後期高齢者医療に関する条例(平成 20 年条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)」を「法」に、「又は第 2 項」を「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」に、「これらの規定の適用を受けるに至った」を「病院等(法第 55 条第 1 項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第 55 条第 1 項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした」に改め、同条に次の 3 号を加える。

- (3) 法第 55 条第 2 項第 1 号(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本町に住所を有していた被保険者
- (4) 法第 55 条第 2 項第 2 号(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた法第 55 条第 2 項第 2 号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本町に住所を有していた被保険者
- (5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により本町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附則第 2 条を削り、附則第 3 条を附則第 2 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

議案第1号

子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

子ども医療費の助成に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成30年6月14日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

平成30年8月から開始する北海道医療給付事業のレセプト併用化に伴い、子ども医療費受給者証を使用した窓口負担不要の範囲が、江差町内から北海道内に拡充されることから、子ども医療費の助成に関する条例を改正するもの。

子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「町は」を「町長は」に改め、「（昭和25年法律第144号）」を削る。

第5条の見出し中「登録」を「認定」に改め、同条中「資格登録申請書を提出して、子ども医療助成資格の登録を受けなければならない。」を「町長に受給資格者の認定申請をしなければならない。」に改める。

第6条中「登録」を「認定」に改める。

第7条中「江差町内」を「北海道内」に、「助成する額」を「助成額」に改め、「行い、江差町以外に所在する保険医療機関等で受診した場合には、保護者の申請に基づき保護者に支払うことにより」を削り、同条に次の1項を加える。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めた場合、助成額を保護者に支払うことができる。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

議案第2号

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を、次のように改正するものとする。

平成30年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第
63号)の一部改正に伴い、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例を改正する必要性が生じたため。

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、町長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

平成30年度江差町一般会計補正予算（第1号）について

平成30年度江差町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ19,617千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,424,889千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月14日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

平成30年度江差町一般会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

平成30年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	住民運動対策費	コミュニティ助成(新栄町「新栄山」山車新築補助)	2,500				2,500		
総務費	賦課徴収費	住民税副本データ標準レイアウト変更に伴う総合行政システム改修	195					195	
民生費	老人福祉費	介護保険特別会計繰出	4,054					4,054	
農林水産業費	農業振興費	経営所得安定対策	2,868		2,868				
農林水産業費	農地費	水堀排水機場機能診断・機能保全計画策定	10,000		10,000				
計			19,617		12,868		2,500	4,249	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13道支出金		288,967	12,868	301,835
	2道補助金	60,375	12,868	73,243
17繰越金		20,000	4,249	24,249
	1繰越金	20,000	4,249	24,249
18諸収入		148,406	2,500	150,906
	6雑収入	21,491	2,500	23,991
合 計		5,405,272	19,617	5,424,889

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		932,631	2,695	935,326
	1総務管理費	868,621	2,500	871,121
	2徴税費	16,243	195	16,438
3民生費		1,398,187	4,054	1,402,241
	1社会福祉費	1,177,745	4,054	1,181,799
6農林水産業費		199,134	12,868	212,002
	1農業費	126,015	12,868	138,883
歳出合計		5,405,272	19,617	5,424,889

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13 道 支 出 金	288,967	12,868	301,835
17 繰 越 金	20,000	4,249	24,249
18 諸 収 入	148,406	2,500	150,906
歳 入 合 計	5,405,272	19,617	5,424,889

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
総務費	932,631	2,695	935,326			2,500	195
民生費	1,398,187	4,054	1,402,241				4,054
農林水産業費	199,134	12,868	212,002	12,868			
歳出合計	5,405,272	19,617	5,424,889	12,868	0	2,500	4,249

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
13 道支出金	288,967	12,868	301,835
2 道補助金	60,375	12,868	73,243
3 農林水産業費道費補助金	31,685	12,868	44,553
17 繰越金	20,000	4,249	24,249
1 繰越金	20,000	4,249	24,249
1 繰越金	20,000	4,249	24,249
18 諸収入	148,406	2,500	150,906
6 雑入	21,491	2,500	23,991
1 雑入	21,491	2,500	23,991
歳入合計	5,405,272	19,617	5,424,889

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	農業費補助金	12,868	経営所得安定対策等推進事業補助 2,868 農業水路等長寿命化・防災減災事業補助 10,000
1	前年度繰越金	4,249	前年度繰越金
2	雑入	2,500	一般財団法人自治総合センター助成（コミュニティ助成）

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	932,631	2,695	935,326			2,500	195
1 総務管理費	868,621	2,500	871,121			2,500	
8 住民運動対策費	6,881	2,500	9,381			2,500	
2 徴税费	16,243	195	16,438				195
2 賦課徴収費	14,891	195	15,086				195
3 民生費	1,398,187	4,054	1,402,241				4,054
1 社会福祉費	1,177,745	4,054	1,181,799				4,054
3 老人福祉費	367,985	4,054	372,039				4,054
6 農林水産業費	199,134	12,868	212,002	12,868			
1 農業費	126,015	12,868	138,883	12,868			
2 農業振興費	17,652	2,868	20,520	2,868			
4 農地費	86,344	10,000	96,344	10,000			
歳出合計	5,405,272	19,617	5,424,889	12,868	0	2,500	4,249

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
19	負担金補助及び交付金	2,500	新栄町「新栄山」山車新築補助
13	委託料	195	住民税副本データ標準レイアウト変更に伴う総合行政システム改修委託
28	繰出金	4,054	介護保険特別会計繰出金
19	負担金補助及び交付金	2,868	江差町地域農業再生協議会補助（経営所得安定対策等推進事業補助）
13	委託料	10,000	水堀排水機場機能診断・機能保全計画策定等業務委託

議案第4号

平成30年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

平成30年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,514千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,046,769千円とし、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する。

（保険事業勘定）

第2条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,514千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,041,517千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定」による。

平成30年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

平成30年度江差町介護保険特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

平成30年度 介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	平成30年8月からの 制度改正に伴う介護 保険システム改修	1,818	460			1,358		
地域支援 事業費	一般介護予 防事業費	一般介護予防事業 (臨時看護師配置)	2,696				2,696		
計			4,514	460			4,054		

第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3国庫支出金		249,097	460	249,557
	2国庫補助金	92,474	460	92,934
7繰入金		180,877	4,054	184,931
	1一般会計繰入金	172,125	4,054	176,179
合 計		1,037,003	4,514	1,041,517

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		32,502	1,818	34,320
	1総務管理費	17,715	1,818	19,533
4地域支援事業費		85,410	2,696	88,106
	2一般介護予防事業費	13,505	2,696	16,201
歳出合計		1,037,003	4,514	1,041,517

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括 保険事業勘定

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	249,097	460	249,557
7 繰入金	180,877	4,054	184,931
歳入合計	1,037,003	4,514	1,041,517

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国道支出金	地方債	その他		
総務費	32,502	1,818	34,320	460		1,358		
地域支援事業費	85,410	2,696	88,106			2,696		
歳出合計	1,037,003	4,514	1,041,517	460	0	4,054	0	

(2) 歳入 (保険事業勘定)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
3 国庫支出金	249,097	460	249,557
2 国庫補助金	92,474	460	92,934
4 介護保険事業費補助金	0	460	460
7 繰入金	180,877	4,054	184,931
1 一般会計繰入金	172,125	4,054	176,179
5 その他一般会計繰入金	44,980	4,054	49,034
歳入合計	1,037,003	4,514	1,041,517

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	460	介護保険システム改修
2 事務費繰入金	4,054	

(3) 歳出(保険事業勘定)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	32,502	1,818	34,320	460		1,358	
1 総務管理費	17,715	1,818	19,533	460		1,358	
1 一般管理費	17,715	1,818	19,533	460		1,358	
4 地域支援事業費	85,410	2,696	88,106			2,696	
2 一般介護予防事業費	13,505	2,696	16,201			2,696	
1 一般介護予防事業費	13,505	2,696	16,201			2,696	
歳出合計	1,037,003	4,514	1,041,517	460	0	4,054	0

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
13	委託料	1,818	制度改正に伴う介護保険システム改修委託
4	共済費	342	社会保険料
7	賃金	2,313	臨時看護師
9	旅費	41	職員旅費

議案第 5 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 15 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 新陣屋団地 2 号棟建築主体工事 |
| 2 工事場所 | 江差町字陣屋町 1 2 7 番地 6 他 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約の金額 | 73,224,000 円 |
| 5 契約の相手方 | 檜山郡江差町字伏木戸町 6 3 4 番地
株式会社田畑建設
代表取締役 田畑 昌伸 |

平成 30 年 6 月 14 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付すべき契約が予定価格 50,000,000 円以上の工事の請負契約であるため。

議案第6号

江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、平成28年3月11日議決の江差町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものとする。

平成30年6月14日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

平成30年度予算において、「大潤テレビ共同受信施設改修補助」及び「老人福祉施設等整備事業費補助」の実施について、江差町過疎地域自立促進市町村計画に修正及び追加登載し、過疎債を活用するため。

江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更

江差町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）を次のとおり変更する。

【区 分】2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(3) 計 画

事業名	事業内容	事業主体	備考
(6) 電気通信 施設等情報化の ための施設 テレビジョン放 送等難視聴解消 のための施設	<u>田沢地区</u> テレビ共聴設備改修補助	町	

_____部分を削る。

【区 分】4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(3) 計 画

事業名	事業内容	事業主体	備考
(1) <u>高齢者</u> <u>社会福祉施設</u>	<u>老人福祉施設等整備事業費補助</u>	<u>社会福祉</u> <u>法人</u>	

_____部分を加える。

同意第1号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]
- 2 氏 名 小 笠 原 裕 章
([REDACTED])

平成30年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

同意第2号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]
- 2 氏 名 笠 原 一 雄
([REDACTED])

平成30年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

同意第3号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]
- 2 氏 名 栗 田 功
([REDACTED])

平成30年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

同意第4号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]
- 2 氏 名 小 林 克 夫
([REDACTED])

平成30年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

同意第5号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]
- 2 氏 名 佐 藤 均
([REDACTED])

平成30年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

同意第6号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]
- 2 氏 名 佐 藤 幸 男
[REDACTED]

平成30年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

同意第7号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]
- 2 氏 名 従 二 谷 伸 一
([REDACTED])

平成30年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

同意第8号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]
- 2 氏 名 鈴木朝雄
([REDACTED])

平成30年6月14日提出

江差町長 照井 誉之介

同意第9号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]
- 2 氏 名 中 野 弘 一
([REDACTED])

平成30年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

同意第10号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]
- 2 氏 名 畠 山 克 朗
([REDACTED])

平成30年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

同意第11号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]
- 2 氏 名 村 田 雄 一
([REDACTED])

平成30年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

同意第12号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]
- 2 氏 名 山 口 艶 子
([REDACTED])

平成30年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

同意第13号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]
- 2 氏 名 吉 田 喜 代 志
([REDACTED])

平成30年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介